

21.50

発明者の補正について（特・実・意）

願書に記載された発明者（考案者及び創作をした者を含む。以下同じ。）の補正は、出願が特許庁に係属している場合に限り、認める。

ただし、下記の書面を添付した手続補正書が提出された場合に限る。

電子情報処理組織を使用して手続補正書を提出する場合、下記の書面は手続補正書に添付して提出する。

1. 誤記の訂正が発明者自体の変更になる場合

(1) 発明者相互の宣誓書（変更前の願書の発明者の欄に記載のある者と補正後の同欄に記載される者の全員分の真の発明者である旨又はない旨の宣誓がされた書面）又はその写し

(2) 変更（追加、削除）の理由を記載した書面

2. 発明者の表示の誤記を訂正する場合

誤記の理由を記載した書面

なお、誤記の訂正が発明者自体の変更のおそれがある場合（例えば、姓及び名又は姓及び住所を同時に訂正する場合等）には宣誓書又はその写しの提出を求める。

3. 発明者の記載順序を変更する場合

発明者の順序の変更（発明者の記載内容に変更なし）である旨を記載した書面

なお、1. (2) の「変更（追加、削除）の理由を記載した書面」、2. の「誤記の理由を記載した書面」又は3. の「発明者の順序の変更である旨を記載した書面」については、当該書面に記載すべき事項を手続補正書の【その他】の欄に記載した場合は、添付を省略することができるものとする。

(改訂令和4・10)